指定に係る有効期間の定めに関する運用について

男鹿市市民福祉部介護サービス課

令和元年１２月４日作成

　指定に係る有効期間の定めに関する運用について、次のとおりとします。

１　同一事業所において、次に掲げる組み合わせのサービスの指定を受けており、
かつ指定の有効期限が異なっている場合に、それらの指定の有効期限をあわせて更新することとします。ただし、それぞれのサービスの指定権者が異なる場合はこの限りではありません。
⑴指定訪問介護と第１号訪問事業のうち従前の介護予防訪問介護に相当するもの
⑵指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護
⑶指定訪問看護と指定介護予防訪問看護
⑷指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーション
⑸指定居宅療養管理指導と指定介護予防居宅療養管理指導
⑹指定通所介護と第１号通所事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの
⑺指定通所リハビリテーションと指定介護予防通所リハビリテーション
⑻指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護
⑼指定短期入所療養介護と指定介護予防短期入所療養介護
⑽指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護
⑾指定福祉用具貸与と指定介護予防福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売と指定特定介護予防福祉用具販売
⑿指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護
⒀指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護
⒁指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護
⒂指定地域密着型通所介護と第１号通所事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの

２　１で掲げる組み合わせのサービスのうち、最も早く有効期限を迎えるサービスについて指定更新の手続きを行う際、他のサービスについても指定更新の手続き行います。したがって、この場合は他のサービスについては、指定の更新を６年未満で行うことになります。

３　同一事業所において、１で掲げる組み合わせ以外のサービスの指定を受けている場合は、それらのサービスについては必ずしも指定の有効期限を合わせて更新する必要はありません。しかし、当該事業所がそれらのサービスの指定の有効期限をあわせて更新することを望む場合は、それを妨げないこととします。

４　運用は、令和２年３月１日以降に指定有効期限を迎える事業所から適用することとします。